

厚岸町条例第2号

厚岸町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(厚岸町職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 厚岸町職員等の旅費に関する条例(昭和36年厚岸町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項第1号中「年令」を「年齢」に、「次の各号」を「次のいずれか」に改め、同号ウ中「宿泊料」を「、宿泊料」に改め、同項第2号ただし書中「前号」を「、同号」に、「こえる」を「超える」に改める。

第24条第2項中「前2号」を「前項」に改める。

第26条中「第68条」を「第64条」に改める。

別表1中

| 宿泊料(1夜に付) | |
|-----------|---------|
| 管内 道内 | 道外 |
| 12,000円 | 15,000円 |

を

| 宿泊料(1夜に付) | | |
|-----------|---------|---------|
| 管内 | 道内 | 道外 |
| 12,000円 | 15,000円 | 18,000円 |

に改め、同表備考を削る。

(厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和32年厚岸町条

例第7号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「第6条第1項第3号」を「第6条第3号」に改める。

別表中

| 宿泊料 (1夜に付) | |
|------------|---------|
| 管内 道内 | 道外 |
| 12,000円 | 15,000円 |

を

| 宿泊料 (1夜に付) | | |
|------------|---------|---------|
| 管内 | 道内 | 道外 |
| 12,000円 | 15,000円 | 18,000円 |

に
改める。

(厚岸町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 厚岸町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成12年厚岸町条例第37号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第6条第1項第3号」を「第6条第3号」に改める。

別表第2中

| 道内 | | 道外 | |
|--------------|---------------|--------------|---------------|
| 日当 (1日に付) | 宿泊料 (1夜に付) | 日当 (1日に付) | 宿泊料 (1夜に付) |
| 円 2,500 | 円 12,000 | 円 3,000 | 円 15,000 |

を

| 道内 | | 道外 | |
|--------------|---------------|--------------|---------------|
| 日当 (1日に付) | 宿泊料 (1夜に付) | 日当 (1日に付) | 宿泊料 (1夜に付) |
| 円 2,500 | 円 15,000 | 円 3,000 | 円 18,000 |

に改める。

(厚岸町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第4条 厚岸町証人等の実費弁償に関する条例(平成25年厚岸町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第6条第1項第3号」を「第6条第3号」に改める。

別表中

| 道内 | | 道外 | |
|--------------|---------------|--------------|---------------|
| 日当 (1日に付) | 宿泊料 (1夜に付) | 日当 (1日に付) | 宿泊料 (1夜に付) |
| 円 2,500 | 円 12,000 | 円 3,000 | 円 15,000 |

を

に改める。

| 道内 | | 道外 | |
|--------------|---------------|--------------|---------------|
| 日当 (1日に付) | 宿泊料 (1夜に付) | 日当 (1日に付) | 宿泊料 (1夜に付) |
| 円 2,500 | 円 15,000 | 円 3,000 | 円 18,000 |

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の厚岸町職員等の旅費に関する条例、厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び厚岸町証人等の実費弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。